

## 日本微生物学連盟規約

### 第1条 名称

本連盟は、日本微生物学連盟（Federation of Microbiological Societies of Japan : FMS Japan）と称する。

### 第2条 目的

本連盟は、我国の微生物学関連学術団体の連携強化と微生物学分野全般に関わる研究・教育の推進を通じて微生物学の発展を図り、微生物学分野における国際交流の促進を行うことにより、社会に貢献することを目的とする。

### 第3条 事業

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 微生物学関連学術団体の連携強化と情報網の構築
- (2) 微生物学関連学術団体の意見集約、情報発信及び政策提言
- (3) 微生物学分野における日本学術会議との情報共有化と諸活動への相互協力
- (4) 微生物学分野における国際協力の推進
- (5) 微生物学分野における社会からの諸要請への対応
- (6) 微生物学分野全般に関わる学術集会、講演会等の開催及び教育・普及活動
- (7) その他、本連盟の目的を達成するために必要な諸活動

### 第4条 構成員

本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する微生物学関連の学術団体ならびに日本学術会議 IUMS 分科会委員・総合微生物科学分科会委員・病原体学分科会委員をもって構成する。

- 2 本連盟に加盟するには、理事会の承認を必要とする。

### 第5条 賛助会員

本連盟に団体及び個人の賛助会員をおく。賛助会員に関する規程は別に定める。

### 第6条 分担金

本連盟の分担金は、加盟団体の当該年度会員数（または微生物学に関連する会員数）に基づいて算出する。

- 2 分担金の算定基準及び額は別に定める。

### 第7条 理事

本連盟の理事は、各加盟団体の代表者（または代表者が指名する者）及び日本学術会議

IUMS 分科会委員・総合微生物科学分科会委員・病原体学分科会委員とする。

- 2 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3 各加盟団体の代表者交代などによる途中交代の理事は、前任者任期の残余期間を任期とする。
- 4 理事は、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

## 第8条 役員

本連盟に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 常務理事 5名
- (4) 監事 3名

## 第9条 役員を選任・任期

前条に掲げる役員は、日本微生物学連盟役員選出規程に従って選出する。

- 2 役員は任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3 役員は構成は、各加盟団体間で偏りが無いように配慮するものとする。
- 4 役員は、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

## 第10条 役員は職務

理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 常務理事は理事長、副理事長とともに常務理事会を構成し、一般会務及び常務理事会・理事会等の議決事項を処理する。
- 4 監事は、本連盟の運営及び財産の状況を監査する。

## 第11条 会議

理事会は、第7条の理事をもって組織する。

- 2 理事会は本連盟の事業を推進し、会務を執行する。
- 3 理事会は、原則として毎年2回理事長が招集する。
- 4 理事会の議長は、理事長が務める。
- 5 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。各加盟団体からの理事の代理出席者は定足数に加え、議決権を有するものとする。
- 6 理事会は、出席者の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決すると

ころによる。

7 理事長は、必要に応じて理事以外の者に理事会への出席を求めることができる。

#### 第12条 委員会等

本連盟に、常置委員会および特別委員会をおくことができる。

2 各種委員会は、委員長、副委員長及び委員から構成される。

3 委員長は、理事会において理事の中から選出する。任期は3年とし再任を妨げない。

4 副委員長及び委員は、理事会が選任する。

5 委員会に関する規程等は別に定める。

#### 第13条 会計

本連盟の経費は、加盟団体からの分担金、賛助会員会費、第3条に掲げる事業によって生じた収入及びその他の収入をもって当てる。

2 本連盟の会計年度は4月1日から3月31日とし、予算及び決算は理事会の承認を受ける。

#### 第14条 事務局

事務局は、本連盟の運営に必要な諸事務を行う。

2 本連盟の事務局を株式会社 微生物科学機構内におく。

#### 第15条 規約の変更

本規約の変更は、理事会の議決を経なければならない。

#### 第16条 補則

本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附則

本規約は、平成20年4月21日より施行する。

本規約の改正は、平成20年11月4日より施行する。

本規約の改正は、平成24年1月25日より施行する。

本規約の改正は、平成24年4月27日より施行する。

本規約の改正は、平成24年7月27日より施行する。

本規約の改正は、平成26年7月19日より施行する。